

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと……

⇒ 工事現場の周辺環境により特に予想し得なかつたものが発生した場合をいう。

【具体的事例】

●自然的な施工条件……大量降雨等による地盤の変化、有毒ガスの突出

●人為的な施工条件……
　　| 交通規制による通行路の変更及び作業時間帯の変更
　　| 第三者による工事（事業）への妨害等

専門工事業者は、(1)、(2)、(3)、(4)の事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を総合工事業者の現場監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

【第2項】

総合工事業者の監督員は、専門工事業者から第1項に掲げる事項の事実確認を求められたとき、又は自ら第1項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を専門工事業者へ書面をもって通知しなければならない。

その際、とるべき措置を指示する必要がある場合は、その指示についても専門工事業者に書面をもって通知しなければならない。

【第3項】

第1項に掲げる事実が総合工事業者及び専門工事業者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正、又は工事内容、工期、請負代金額の変更を行う。

なお、設計図書の訂正、工事内容の変更については、必ずしも総合工事業者と専門工事業者とが協議する必要はないが、工期及び請負代金額の変更については、両者の協議により決定するものとされている。